

# 色麻町財政の健全化判断比率等の公表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）により、4つの健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）と公営企業の資金不足比率を算定し、監査委員の審査を経たうえで議会に報告するとともに、住民の皆様に公表することが義務づけられています。

また、各指標（比率）には基準値が設けられており、この数値を超えてしまうと財政再建団体の予備軍として財政健全化計画を策定し、町が破綻しないよう自主的な改善努力によって行財政経営を行い、財政の健全化を図らなければならないことになります。

以下に、令和6年度色麻町各種会計決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を公表いたしますが、いずれも早期健全化基準、経営健全化基準を下回る結果となりました。しかしながら、色麻町の財政状況が厳しいことに変わりはなく、引き続き行財政改革に取り組んでまいります。

## 記

### 1 健全化判断比率（財政健全化法第3条第1項関係）

| 実 質 赤 字 比 率        | 連 結 実 質 赤 字 比 率    | 実 質 公 債 費 比 率        | 将 来 負 担 比 率           |
|--------------------|--------------------|----------------------|-----------------------|
| － %<br>( 15.00 % ) | － %<br>( 20.00 % ) | 10.8 %<br>( 25.0 % ) | 72.6 %<br>( 350.0 % ) |

※1 下段（ ）内は、早期健全化基準

※2 赤字額がない場合、「－ %」と表示されます。

### 2 資金不足比率（財政健全化法第22条第1項関係）

| 特 別 会 計 の 名 称 等            | 資 金 不 足 比 率 | 経 営 健 全 化 基 準 |
|----------------------------|-------------|---------------|
| 水道事業会計<br>・ 水道事業           | － %         | ( 20.0 % )    |
| 下水道事業会計<br>・ 特定環境保全公共下水道事業 | － %         | ( 20.0 % )    |
| ・ 農業集落排水施設事業               | － %         | ( 20.0 % )    |
| ・ 個別排水処理施設事業               | － %         | ( 20.0 % )    |
| ・ 特定地域生活排水処理施設事業           | － %         | ( 20.0 % )    |
| 工業団地整備事業特別会計<br>・ 宅地造成事業   | － %         | ( 20.0 % )    |

※3 資金不足額がない場合、「－ %」と表示されます。